

定 款

2021 年 3 月 30 日 改 定

東京都中央区明石町 4 番 5 号
千代田インテグシ株式会社

千代田インテグレ株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、千代田インテグレ株式会社と称し、英文ではCHIYODA
INTEGRE CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フェルト、不織布、グラスウール、電気製品部品、自動車部品、文具製品部品、クッション材、断熱材に関する合成樹脂商品の販売。
2. 前号物品の加工及び之に関連する金属加工並びに同加工品の販売。
3. 医療機器の製造販売。
4. 損害保険代理業。
5. インテリア及びエクステリア製品の施工、販売。
6. 手芸材料、手芸製品及び関連商品の企画、製造、販売。
7. 織物卸売業。
8. 衣料用繊維製品及び服飾雑貨の販売。
9. 刺繍製品の企画、製造、販売。
10. 通信販売業。
11. 一般日用品雑貨の販売。
12. 前各号に関する情報及び役務の提供。
13. 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,260万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第 22 条 取締役社長は、当会社の業務を統括し、取締役会長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(顧問及び相談役)

第 23 条 取締役会は、その決議をもって顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。

(取締役会の招集者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月末日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 前項の未払配当財産には、利息をつけない。